

いきいきふっつ障害者プラン

第3次基本計画

【平成30年度（2018年度）～平成38年度（2026年度）】

第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）

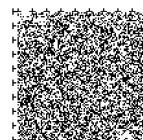
【平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）】

概要版



平成30年3月

富津市



概要版を読むにあたっての注意事項

■ S Pコードの表記について

本計画書では、視覚障がいのある方のために、文章などの文字情報をバーコード化し、専用機械を通じ音声を聞けるようにする「S Pコード」をページ下部に記載しています。

■ 「障害」と「障がい」について

「障害」が本人の意志でない生来のもの、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表すときに少しでも不快感を与えないよう、「障がい」とひらがな表記をしています。ただし、法律、条令や固有名詞等については、「障害」と記載しています。

■ 基本計画中の、横棒グラフを含む記載について

施策・事業に関連性の高い実態調査（アンケート調査）の項目がある場合には、その結果を掲載しています。

■ 障害福祉計画（障害児福祉計画）の見込量等の単位について

サービス見込量は、サービスごとの各年度末における1か月当たりの量を見込んだものです。

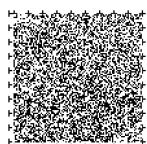
「時間／月」… 月間の延べサービス利用時間

「人日／月」… 「月間の実利用者数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」で算出される延べサービス量

例) 10人が1か月に平均して20日利用する場合、

⇒200人日／月

「人／月」… 月間の実利用者数



1 基本計画

(1) 計画策定の趣旨

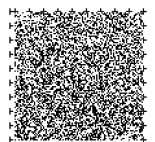
本市では、平成12年(2000年)3月に「ふれあいふつつ障害者プラン」を策定し、これに基づき、障がいのある人が地域社会において自立して生活できるよう、すべての市民とともに支え合う社会を目指した障がい福祉施策に取り組んできました。また、平成18年度(2006年度)に施行された障害者自立支援法に基づき、平成21年(2009年)3月には「いきいきふつつ障害者プラン」(第2期障害福祉計画を含む。)を策定し、『障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち』を基本理念に、障がい福祉施策の推進と、障害福祉サービス等の提供体制の構築に努めてまいりました。

わが国において平成26年(2014年)に国連の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われ、平成23年(2011年)には「障害者基本法」が改正されるとともに、平成24年(2012年)6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」に基づき、平成25年(2013年)4月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらに、平成24年(2012年)10月には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行、平成28年(2016年)4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行するなど障がいのあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

本市でも「いきいきふつつ障害者プラン」の障がい福祉計画部分を改定し、平成24年(2012年)4月からは「いきいきふつつ障害者プラン第3期障害福祉計画」を、平成27年(2015年)4月からは「いきいきふつつ障害者プラン第4期障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供状況の評価と見直しを進めてまいりました。

この度、本市では、「いきいきふつつ障害者プラン第4期障害福祉計画」の計画期間の終了に伴い、第2次基本計画の期間の前倒しを行い、現行計画の進捗状況を整理するとともに、将来の需要を的確に把握し、計画的な施策の推進とサービス提供体制の確保のために、新たに「いきいきふつつ障害者プラン第3次基本計画・第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)」を策定しました。新たな計画では、平成38年度(2026年度)までの本市の障がい者福祉全般の取り組みを定めるとともに、平成32年度(2020年度)までの各年度の障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量などの具体的な取り組みを定めます。



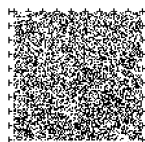
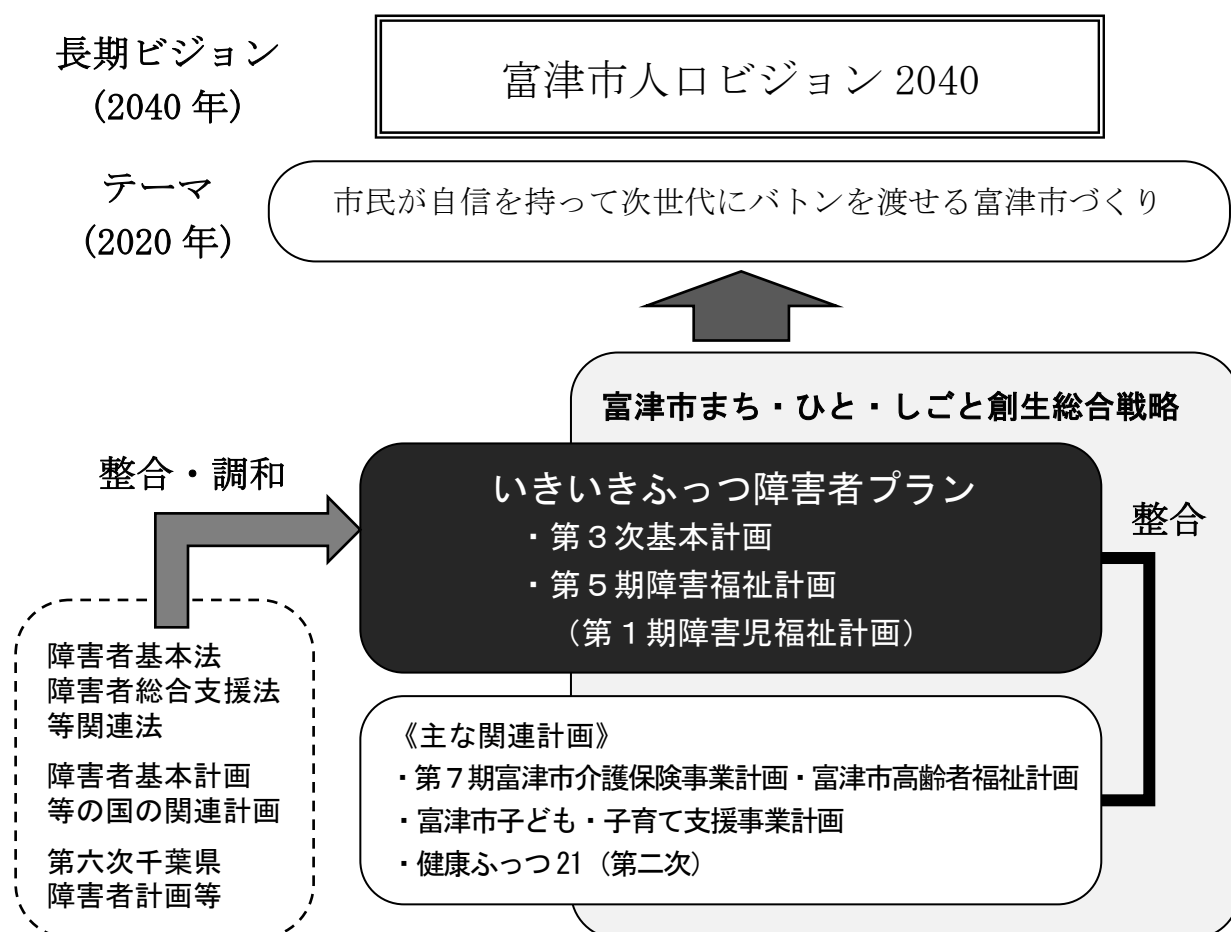
(2) 計画の位置付け

いきいきふっつ障害者プランは、「障害者基本法」第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

「市町村障害者計画」として位置づけられる「第3次基本計画」は、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画で、施策を推進するための基本理念を定め、今後の施策の推進を図る指針となるものです。

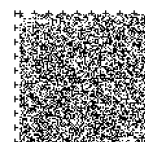
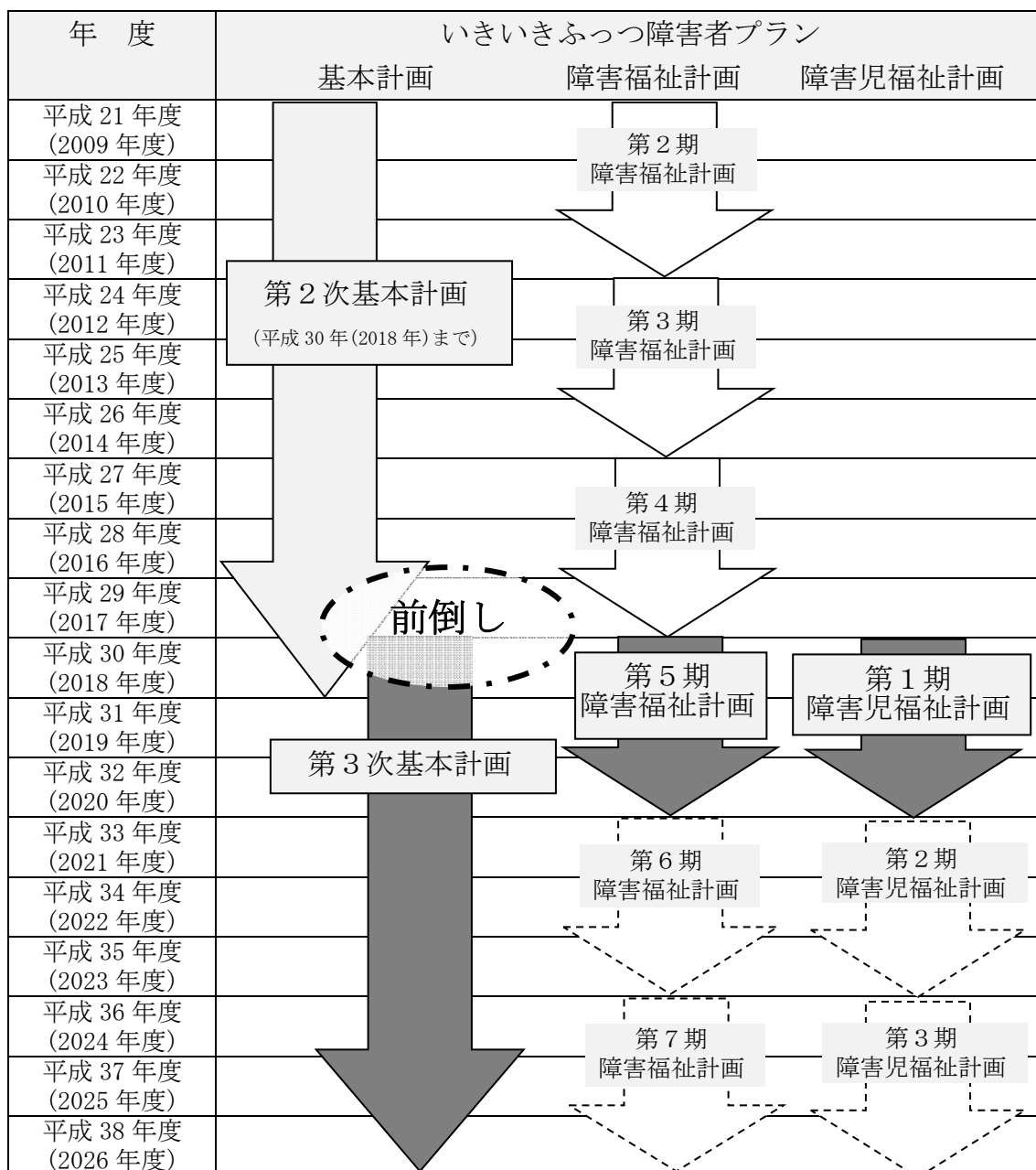
「市町村障害福祉計画」として位置づけられる「第5期障害福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための方策等を示す実施計画となります。また、この計画には児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を内包しています。

なお、この計画は、国の障害者基本計画や基本指針、第六次千葉県障害者計画を踏まえるとともに市政における基本としての計画である「富津市人口ビジョン 2040」や「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、介護保険事業計画・高齢者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画等、他の関連する計画と整合を図ります。



(3) 計画期間

基本計画の期間は、平成 30 年度(2018 年度)から平成 38 年度(2026 年度)の 9 年間とします。また、障害福祉計画の期間は、平成 30 年度(2018 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 3 年間とします。計画期間中においても国の制度改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。



（４）基本理念と目標

富津市では、長期人口ビジョンとして、「富津市人口ビジョン 2040」を策定し、市民が幸せを感じられるまちを実現するための実施計画として「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。人と人がつながる街として、市民・行政・地域がそれぞれの役割を果たし、密に連携を取ることが重要だと考えられています。

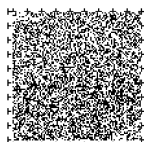
本計画においても、障がいがある人もない人も、すべての人がともに生きる一人の人間として、人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選び、あらゆる面で権利が擁護される、選択の自由を持てる暮らしであることに加え、地域の中でライフステージ・障がいに応じた自立や社会参加ができる環境を支えていくことが重要だと考えられており、これは現行の計画の基本理念を引き継いだものであります。障がいのある人が地域とつながりを持ち、多くの人と触れ合うことによって、互いが学び、尊敬し、支え合っていく中で、自分らしさを見つけ、地域でいきいきと暮らしていくことを目指し、本計画においても、引き続き「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」を目指します。

また、この基本理念を実現化する取り組みの目標として、次頁の3つの基本目標を掲げます。

基 本 理 念

障がいがあってもその人らしく、

ともにいきいきと暮らせるまち



基本目標 1 地域での生活を総合的に支えます

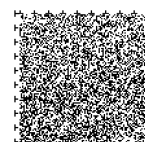
高齢化や障がいの重度化・多様化が進む状況に対応し、障がいのある人が地域の中で一生を通じ安心して心豊かに暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの総合的な連携のもとに地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進します。

基本目標 2 多様な支援で社会参加を支えます

誰もが「ともに学び、ともに働き、ともに地域で暮らす」ことができることを基本に、障がいのある子どもの教育・療育体制の充実から地域自立生活の柱となる就労の促進に至るまで、障がい特性やライフステージに応じた重点課題を設定し、一人ひとりの自立と社会参加を支援する施策を一体的に推進します。

基本目標 3 地域一体でのまちづくりを目指します

地域が一体となって、多様な支えあいの理解や活動、交流をうながすとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及啓発をはじめ、誰もが安心して暮らせる安心・安全の環境づくりに取組み、障がいのあるなしに関係なく、市民のすべてが互いを尊重しあいながら、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを推進します。



(5) 計画（施策）の体系

基本計画

基本理念

施策目標

具体的な施策・事業

障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち

基本目標1 地域での生活を総合的に支えます

1-1 相談支援と権利擁護の推進

- (1) 広報・情報提供の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 権利擁護の推進

1-2 生活支援サービスの充実

- (1) 日常生活の支援
- (2) 多様な暮らしの場の確保
- (3) 制度の円滑な運営と利用促進

1-3 保健・医療の充実

- (1) 保健・医療・リハビリ体制の充実
- (2) こころの健康づくりの推進
- (3) 難病患者への支援

基本目標2 多様な支援で社会参加を支えます

2-1 教育・療育の充実

- (1) 療育・発達支援体制の充実
- (2) 障がい児教育の充実
- (3) 発達障がい児(者)への支援

2-2 雇用・就労の充実

- (1) 多様な就労機会の確保
- (2) 就労支援の充実

2-3 社会参加の促進

- (1) 移動・コミュニケーションの充実
- (2) 文化・スポーツ活動等の振興

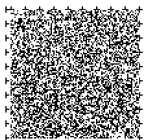
基本目標3 地域一体でのまちづくりを目指します

3-1 ともに支えあうまちづくりの推進

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 市民による多様な福祉活動の促進

3-2 安心・安全の生活環境づくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 居住環境の整備・改善
- (3) 暮らしの安全対策の充実



障害福祉計画（障害児福祉計画）

基本目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

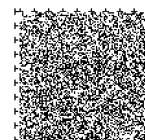
障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 計画相談支援・地域相談支援
- 障害児通所支援、障害児相談支援

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援制度
- 日常生活用具給付等事業
- 意思疎通支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 任意事業



2 基本計画

基本目標 1 地域での生活を総合的に支えます

1-1 相談支援と権利擁護の推進

(1) 広報・情報提供の充実

広報やインターネットのホームページなどの活用を通じた的確な情報の迅速な提供に努めます。また、各種福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動など生活にかかわる行政情報について、点字化や音声化も考慮しながら障がいのある人やその家族にとってわかりやすく、利用しやすい情報提供を目指します。

(2) 相談支援体制の充実

障がいのある人や家族介助者などからのさまざまな相談内容に応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、市の相談窓口の充実を図るとともに、関係機関・団体や事業所などとの連携を密にし、身近な相談先から専門的な相談体制に至る総合的な相談支援体制づくりを目指します。

(3) 権利擁護の推進

障害者基本法が求める「ノーマライゼーション」の理念や障害者権利条約の主旨をふまえ、障がいのある人の人権を侵す不当な差別や偏見の解消、虐待防止のための市民運動としての取り組みを進めるとともに、関係機関と連携し、判断能力が十分でない障がい者などあらゆる人の権利擁護の推進に取り組みます。

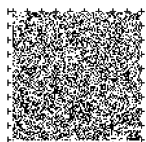
1-2 生活支援サービスの充実

(1) 日常生活の支援

障がいのある人が地域の一員として安心して自立した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、障害者総合支援法に基づく新体系サービスへの移行を促進するとともに、地域生活支援事業を充実し、地域での自立した生活の一層の向上に努めます。

(2) 多様な暮らしの場の確保

「アパートなどで独立して地域で生活したい」「グループホームで生活したい」など、障がいのある人の今後の暮らし方への希望は、「自宅」以外にも多様化している状況をふまえ、地域の中で自立し安心して暮らしていけるよう、グループホームや民間住宅を含め多様な住まいの場の確保を目指します。



(3) 制度の円滑な運営と利用促進

障がいのある人やその家族が必要とするサービスを的確に提供できるよう、関係機関やサービス事業所等との連携のもとに障害者総合支援法に基づく円滑な制度運営を目指します。また、障がいのある人などの経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ります。

1-3 保健・医療の充実

(1) 保健・医療・リハビリ体制の充実

生涯を通じて障がいのある人の健康の維持・増進を支援するため、生涯の各時期に応じた一貫性ある保健事業の推進や地域の医療・リハビリテーション体制の充実を目指します。

(2) こころの健康づくりの推進

ストレスや悩み、こころの病気についてだれもが気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、精神疾患に関する市民理解の促進や適切に医療を受けられる体制づくりを進め、精神障がいのある人が地域で自立した生活が送れ、社会に参加しやすい環境づくりを目指します。

(3) 難病患者への支援

難病患者の在宅療養を支援するため、関係機関との連携による相談機能の充実をはじめ、地域で適切な医療を受けることができる体制づくりや在宅サービスの充実などを目指します。

基本目標 2 多様な支援で社会参加を支えます

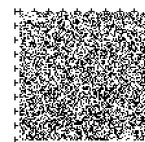
2-1 教育・療育の充実

(1) 療育・発達支援体制の充実

子どもの障がいを早期に発見し的確な支援を行うことにより、その子らしく成長することが期待されます。母子保健事業等、子どもと関わる機関と連携し、一人ひとりの状況やライフステージに応じた的確な保育・療育・教育の体制づくりを目指します。

(2) 障がい児教育の充実

子どもたちが地域の中で障がいのあるなしにかかわらず共に育まれ、主体的な生活を営む力を身につけることができるよう、特別支援教育の考え方をふまえながら一人ひとりの個性や可能性を伸ばす障がい児教育の充実を目指すとともに、就学前から卒業後に至るまでの適切な進路指導と一貫した支援体制の充実に取り組みます。



(3) 発達障がい児(者)への支援

発達障がいのある人やその家族が不安をもつことなく、地域の一員として伸びやかに育まれ、こころ豊かに暮らし続けることができるよう、国・県の施策との連携を図り、ライフステージに応じた相談から療育、就学、就労等にかかわる支援策の具体化を目指します。

2-2 雇用・就労の充実

(1) 多様な就労機会の確保

就労(労働)は、障がいのある人が地域の中で自立した暮らしを営む上で大切な条件の一つです。しかし、就労意欲をもった障がいのある人の雇用をめぐるには依然として厳しい環境にあり、雇用機会の確保はもとより労働条件の改善や周囲の(職場での)偏見や差別の解消など、社会的なバリアを克服することが必要です。

このため、関係機関と連携し、一般企業・事業所の理解と協力を求め、多様な就労機会の確保に努めます。

(2) 就労支援の充実

障がいのある人が自立した就業を進めるには、就労相談から就労移行、就労定着に至るまで個人や障がい特性に配慮した個別的な支援が必要となります。

障がいのある人の雇用・就労に関する多面的で実効性のある、総合的な支援体制づくりを目指します。

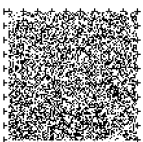
2-3 社会参加の促進

(1) 移動・コミュニケーションの充実

障害者総合支援法による地域生活支援事業の各サービスの実施により、障がいのある人の外出及びICT(情報通信技術)の進展を踏まえたコミュニケーションを支援する各種サービスの充実と提供に努め、日常生活や社会参加への支援を行います。

(2) 文化・スポーツ活動等の振興

障がいのある人がスポーツ・文化活動をはじめ、幅広い分野にわたって活動に参加し、自己実現を図り交流の輪を広げられるよう、環境整備に取り組みます。



基本目標 3 地域一体でのまちづくりを目指します

3-1 とともに支えあうまちづくりの推進

(1) 理解と交流の促進

広報媒体の活用や障がい福祉に関するイベントの開催、啓発・交流活動の推進など多くの機会を通じて、障がいのある人に対する市民や事業者等の正しい理解と認識を深め、ともに支えあうまちづくりを目指します。

(2) 市民による多様な福祉活動の促進

障がいのある人が地域の中で自立した生活が送ることができるよう、市民の一人ひとりが互いに支えあう地域福祉活動や多様な分野におけるボランティア活動の振興を目指します。

3-2 安心・安全の生活環境づくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人や高齢者などすべての人が積極的に社会参加できるよう、関係法令や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等に基づき、建築物や道路、交通機関など公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、正しい利用がされるよう市民の意識啓発にも努めます。

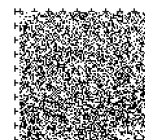
(2) 居住環境の整備・改善

障がいのある人の入居や利用にも配慮した公営住宅のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

また、住みなれた自宅で、生涯を通じ安心して暮らし続けられるよう、住宅のバリアフリー化を促進します。

(3) 暮らしの安全対策の充実

障がいのある人や高齢者等が地域において安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えた地域ぐるみのネットワークづくりや、障がいのある人や高齢者等に対する犯罪被害を防止するための防犯知識の周知徹底や地域の防犯体制の充実を目指します。



3 障害福祉計画（障害児福祉計画）

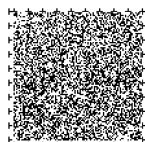
（１）施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度(2016 年度)末時点において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 32 年度(2020 年度)末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとしています。

本市では、平成 28 年度(2016 年度)末時点の入所者 52 人のうち 5 人が平成 32 年度(2020 年度)末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、1 人削減することを目標とします。

平成 32 年度(2020 年度)の目標達成のために、進捗状況を把握した上で富津市障害者総合支援協議会に報告するとともに、関係機関と連携し地域移行の体制整備が図れるよう働きかけていきます。

区 分	数 値	備 考
【実績値】 福祉施設入所者数 (平成28年度(2016 年度)末) (A)	52 人	富津市で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
【目標値】 地域生活移行者数 <目標値9%以上: (B) ÷ (A) × 100=9.0%> (B)	5 人	平成 29 年度(2017 年度)から平成 32 年度(2020 年度)末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数
【見込量】 新たな施設入所支援利用者 (B)-(E) (C)	4 人	平成 32 年度(2020 年度)末までに新たに施設入所支援が必要な人の数
【見込量】 福祉施設入所者数 (平成32年度(2020 年度)末) (A)-(E) (D)	51 人	富津市で支給決定を受け、障がい者施設に入所する見込みの人数
【目標値】 削減見込数 <目標値2%以上: (E) ÷ (A) × 100=2.0%> (E)	1 人	平成 28 年度(2016 年度)末時点から平成 32 年度(2020 年度)末時点までに福祉施設入所者を削減する人の数



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制をいいます。

国の指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成32年度(2020年度)末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとし、市町村単独、あるいは複数市町村での共同設置も可能とされています。本市では、市単独または複数市町村によって1箇所設置することを目標とし、協議を進めていきます。

また、長期入院患者の地域移行については、千葉県目標値を踏まえつつ、相談支援・就労支援等の充実、居住の場の確保、障がいへの理解促進の啓発などで、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるための取組みの充実に努めることとして、第4期計画と同様、目標値は設定しません。

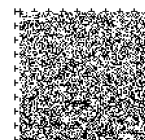
区 分	数 値
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置(平成32年度(2020年度)末)	1箇所

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成32(2020)年度末までに、地域生活支援拠点(地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む)について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

区 分	数 値
【目標値】 地域生活支援拠点の整備の数(平成32年度(2020年度)末)	1拠点



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

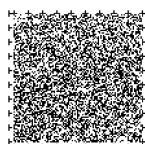
国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 32 年度(2020 年度)中に一般就労に移行する人の目標値を、平成 28 年度(2016 年度)の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることとしています。

また、一般就労に移行する人の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数を、平成 32 年度(2020 年度)末における利用者数が平成 28 年度(2016 年度)末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指しています。

さらに、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることとしています。

本市では、平成 32 年度(2020 年度)中に 2 人が福祉施設を退所し、一般就労をすることを目標とします。また、平成 32 年度(2020 年度)末の就労移行支援事業の利用者数は、6 人を目標とします。現在市内には就労移行支援事業所がありませんが、近隣市などの既設や新規の事業所の利用を見込み、就労移行の利用増に努めます。また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率の割合は 8 割を目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 一般就労移行者数(平成 28 年度(2016 年度)年間)	(A) 1人
【実績値】 就労移行支援事業の利用者数(平成 28 年度(2016 年度)末)	(B) 5人
【目標値】 一般就労移行者数(平成 32 年度(2020 年度)年間) <目標値 1.5 倍: (C) / (A) = 1.5 倍>	(C) 2人
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数(平成 32 年度(2020 年度)末) <目標値 1.2 倍: (D) / (B) = 1.2 倍>	(D) 6人
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率の割合 (平成 31 年度(2019 年度)末、平成 32 年度(2020 年度)末)	8割



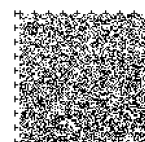
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度(2020 年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に 1 箇所以上設置することとしています。また、障がいのある児童の地域社会への参加・包容を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどして平成 32 年度(2020 年度)末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。さらに、重症心身障がいのある児童が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度(2020 年度)末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に 1 箇所以上確保することとしています。また、医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度(2018 年度)末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を 1 箇所設けることとしています。これらの整備にあたっては、市町村単独で設置が困難な場所には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても良いとされています。

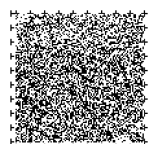
本市では、圏域に設置済みの「きみつ愛児園」(児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業)を維持すること、その他の事項は市単独又は複数市町村によってそれぞれ 1 箇所設置することを目標として、協議を進めていきます。

区 分	数 値
【目標値】 児童発達支援センターの設置(平成 32 年度(2020 年度)末)	1 箇所
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施(平成 32 年度(2020 年度)末)	1 箇所
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 (平成 32 年度(2020 年度)末)	1 箇所
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 (平成 32 年度(2020 年度)末)	1 箇所
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(平成 30 年度(2018 年度)末)	1 箇所



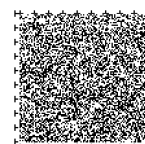
(6) 障害福祉サービス等の見込量

区分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護・重度訪問介護・ 重度障害者等包括支援・同行援護	時間/月	1,980	2,013	2,043
	人/月	110	109	108
生活介護	日/月	2,867	2,890	2,913
	人/月	144	146	148
自立訓練（機能訓練）	日/月	32	32	32
	人/月	4	4	4
自立訓練（生活訓練）	日/月	83	100	100
	人/月	8	10	10
就労移行支援	日/月	65	63	61
	人/月	3	3	3
就労継続支援（A型）	日/月	45	45	45
	人/月	2	2	2
就労継続支援（B型）	日/月	1,885	2,060	2,251
	人/月	104	112	120
★就労定着支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	3	3	3
短期入所（福祉型）	日/月	349	372	396
	人/月	27	29	31
短期入所（医療型）	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
宿泊型自立訓練	日/月	70	80	80
	人/月	3	4	4
★自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	74	76	78
施設入所支援	人/月	55	55	54
計画相談支援	人/年	770	870	900
地域移行支援	人/年	1	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	1
児童発達支援	日/月	177	215	215
	人/月	11	12	12
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	日/月	583	600	600
	人/月	74	75	75
保育所等訪問支援	日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
★居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
★医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	7	8	9



(7) 地域生活支援事業の見込量

区分		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	未実施	未実施	未実施
一般相談支援事業所		設置箇所	1	1	1
特定相談支援事業所		設置箇所	6	6	7
基幹相談支援センター		設置	未設置	未設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		実施	未実施	未実施	未実施
富津市障害者総合支援協議会		設置	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施
手話通訳者派遣事業		件/年	11	10	9
		人/年	7	7	7
要約筆記者派遣事業		件/年	1	1	1
		人/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		件/年	27	27	27
日所生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	件/月	2	2	2
	②自立生活支援用具	件/月	9	9	9
	③在宅療養等支援用具	件/月	1	1	1
	④情報・意思疎通支援用具	件/月	3	3	3
	⑤排せつ管理支援用具	件/月	117	119	121
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/月	3	3	3
	計	件/月	135	137	139
移動支援事業		時間/月	444	438	432
		人/月	40	40	40
地域活動支援センターⅠ型事業		人/月	5	5	5
地域活動支援センターⅡ型事業		箇所	0	0	0
		人/月	13	13	13
地域活動支援センターⅢ型事業		箇所	2	2	2
		人/月	14	17	20
生活ホーム事業		箇所	0	0	0
		人/月	1	1	1
知的障害者職親委託制度事業		人/月	3	3	3
日中一時支援事業		回/月	279	307	337
		人/月	36	37	38
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成	人/月	2	2	2
	障害者運転免許取得費助成	人/月	2	2	2
巡回支援専門員整備事業(療育等支援事業)		来所人数	79	78	77
		巡回訪問箇所	24	27	30





いきいきふっつ障害者プラン

第3次基本計画・第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）

概要版

発行 平成30年3月

発行者 千葉県富津市

企画・編集 健康福祉部社会福祉課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地

TEL (0439) 80-1260 FAX (0439) 80-1355

